

南伊豆町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 南伊豆町
 事 業 名 : 南伊豆町公共水道事業
 策 定 日 : 令和2年8月
 計 画 期 間 : 令和2年度～令和11年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年4月1日 (19年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用 (地方公営企業法の適用は、令和5年4 月1日から一部適用を予定している。)
処理区域内人口密度	19人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	3処理区(湊・手石・下賀茂)		
処 理 場 数	1処理場(南伊豆町クリーンセンター)		
広域化・共同化・最適 化実施状況*1	実績なし		

*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

使用料体系の 概要・考え方	南伊豆町下水道条例に記載されている1か月の下水道使用料金は以下となります。(消費税を含まない。)			
	使用水量	基本料金	超過料金	
	10m ³ まで	1,000円		
	11m ³ ～50m ³		1m ³ につき 110円	
	51m ³ ～200m ³		1m ³ につき 120円	
	201m ³ ～		1m ³ につき 130円	
その他の使用料体系の 概要・考え方	【水道水以外の水を使用の場合】 使用料に1,000円加算 【公衆浴場下水使用料】 上記使用料体系により計算された額の5分の3を減額			
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度 2,100 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度 2,538 円	
	平成29年度 2,100 円		平成29年度 2,506 円	
	平成28年度 2,100 円		平成28年度 2,442 円	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	令和元年度 公共下水道事業従事職員数 4名 うち、損益勘定所属職員 1名、資本勘定所属職員 3名
事業運営組織	生活環境課（課長1名、係長2名、水道1名、下水1名、漁業集落1名、浄化槽1名） 上下水道係：上下水道係長1名、水道1名、下水1名、漁業集落1名 生活環境係：生活環境係長1名、浄化槽、環境1名

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	平成29年度から処理場及び中継ポンプ場等の維持管理業務を包括民間委託を実施し、民間のノウハウを活用し、施設の維持管理を効率的、効果的に行い、経費削減に努めている。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

総務省から公表された、平成30年度決算に基づく本事業の「経営比較分析表」を添付します。(別添1)

※公共下水道事業「経営比較分析表」の補足事項

1 表中「1. 経営の健全性・効率性」欄の②、③、「2. 老朽化の状況」欄の①、②の「該当数値なし」の表示は、地方公営企業法を適用した企業会計を行っていないため、該当となりませんが、令和5年度の移行後は数値を示すことが可能となる。

2. 経営の基本方針

当町では、平成28年度にすべての下水道整備が終了し、3年が経過したが水洗化率は令和元年度末の時点で53.9%と公共下水道区域内の約半数が未加入の状況である。その現状を踏まえ、人口減少や生活様式の変化、省資源化、経済成長の鈍化など社会構造の変化により下水道使用料収入の減少が懸念される中で、積極的に加入促進を図り、使用料の増加を目指す。

また、供用開始から19年が経過し、今後は施設、設備の老朽化が急速に進むことから、老朽化対策事業への多額の改築更新費用が必要となるとともに、近年多発している局地的集中豪雨等への対応をしていくため、雨水排水対策事業へも投資が必要となるなど、今後の下水道事業を取り巻く環境は大変厳しくなることが予想される。

そのような状況の中で、長期的な視点に立って経営の健全化と業務の効率化を図り、「持続可能な公共下水道事業」を目指すため、以下を経営方針とする。

- 1 経営の持続
 - ・ 加入促進による収入の増加
 - ・ 公営企業会計化の導入による経営の見える化
 - ・ 民間企業のノウハウの活用
- 2 施設の持続
 - ・ 老朽化する施設や設備の計画的な改築更新計画
 - ・ 災害や事故等への対策強化

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別添2のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

当町では、平成28年度に下水道整備は概成したため、今後、策定予定のストックマネジメント計画に基づき、改築更新等を実施することとなる。計画策定をすれば、社会資本整備総合交付金を活用することができるため、それまでの間は施設の包括民間委託契約内での定期修繕と、改築更新を必要最低限とする。

また、ストックマネジメント計画策定で、事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ることで投資の平準化も同時に行う。

② 収支計画のうち財源についての説明

事業の財源の内訳については、下水道使用料のほか、国庫補助金や地方債、受益者負担金、一般会計繰入金、その他収入となっている。

使用料収入の見通しについては、現在の公共下水道の水洗化率53.9%と低迷しているため、令和2年度から加入促進を積極的に実施し、水洗率の向上を図り使用料の増加を目指す。

地方債については、ストックマネジメント計画策定後、補助金を活用できるようになるまでは、支出を極力抑え、地方債の借り入れも抑えることに努める。

また、令和5年4月から公営企業法を適用した企業会計化を図るため、移行後の状況を把握した中で、使用料金の改定も検討していく。

一般会計繰入金は、建設費負担等のほか、起債償還金に充てているため、事業費の増減により変動する。

※令和3年度から計上している国庫補助金については、ストックマネジメント計画の策定費用である。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

現在、職員数の減少などにより、少人数で業務を行わなければならない現状の中で、平成29年から下水道施設を民間企業へ包括委託をしており、民間活力を最大限活用し、より効果的、効率的に維持管理や施設運営を実施する。

施設の維持管理は、平成29年度からクリーンセンター及び湊中継ポンプ場、各マンホールポンプを民間企業へ包括的民間委託をしており、その実績に基づき、今後の経費を算定している。

職員給与については、包括民間委託により、施設の維持管理を委託しているため、必要最低限の人員となっており、現状維持の状況で計上している。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化については、県や近隣市町との連携を図りながら今後、検討を進めていき、経営基盤強化やサービス向上などが図れる項目は積極的に進める。
投資の平準化に関する事項	供用開始から19年が経過し、施設の老朽化が著しい状況であることから、今後、下水道施設のストックマネジメント計画を策定し、維持管理に係る費用を平準化し、経営の安定化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在、地方公営企業法適用化に向け業務を実施しており、令和5年度から企業会計を開始するため、その状況を把握した中で、今後検討を進める。
資産活用による収入増加の取組について	再生可能エネルギーなどの様々な可能性を施設利用や費用対効果など含めて検討する。
その他の取組	現在、公共下水道への接続率が令和2年3月31日現在で53.9%と低迷しているため、今後加入促進を図り、使用料収入を増加させる方法を検討するとともに、使用料以外の収入の増加方法を検討する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、施設の維持管理業務については、包括民間委託を行い、維持管理業務費の削減や民間のノウハウを活用して、経費等の削減に努めている。
職員給与費に関する事項	令和5年度から企業会計を導入する予定であるため、その際に事務の合理化や職員の適正配置を検討する。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う安価な電気料金への変更や施設の運転方法や機器更新時には省エネルギー機器などを採用し、動力費等の低減を図る。
薬品費に関する事項	包括的民間委託の効果による費用の節減に努める。
修繕費に関する事項	計画的に修繕等を実施し、突発的な故障を防ぐとともに、既設施設の延命化を図り維持管理費の削減に努める。
委託費に関する事項	委託業務の一括発注や合理化等を検討し、委託費の削減に努める。
その他の取組	令和5年度から公営企業法適用化を行い、経営基盤の強化を図るとともに、専門的な技術や知識の習得のための研修に積極的に参加し、人材育成に努める。 また、施設の維持管理や業務の効率化等を図るため、現在行っている民間包括委託を今後も継続するとともに、業務委託できるものは積極的に外注し、業務の効率的・効果的な事業運営を行う。

4. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	令和5年度から公営企業会計を導入するため、企業会計へ移行して1年後の令和6年度に中間見直しを行い、企業会計化に伴う経営戦略の見直しを実施する。 下水道料金についても、企業会計への移行後の状況や加入状況を把握した中で、適宜見直しを行う。
---------------------	--

(法非適用企業)

収支計画(※)

別添1
(単位:千円, %)

区 分			H30	R1	R2予算									
			前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	192,957	189,657	194,629	197,557	200,540	199,875	195,432	194,097	179,841	172,811	160,896	134,094	
		(1) 営 業 収 益 (B)	44,557	44,994	43,958	47,603	48,575	49,553	50,535	51,522	52,514	53,511	54,146	54,784
		ア 料 金 収 入	44,557	44,994	43,958	47,603	48,575	49,553	50,535	51,522	52,514	53,511	54,146	54,784
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	148,400	144,663	150,671	149,954	151,965	150,322	144,897	142,575	127,327	119,300	106,750	79,310
		ア 他 会 計 繰 入 金	146,890	144,639	150,620	149,904	151,915	150,272	144,847	142,525	127,277	119,250	106,700	79,260
	イ そ の 他	1,510	24	51	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
	2 総 費 用 (D)	100,046	96,637	95,847	95,981	94,247	92,524	90,745	88,987	87,312	85,737	84,422	83,196	
		(1) 営 業 費 用	79,535	77,806	78,750	78,750	78,750	78,750	78,750	78,750	78,750	78,750	78,750	78,750
		ア 職 員 給 与 費	3,621	3,622	3,661	3,661	3,661	3,661	3,661	3,661	3,661	3,661	3,661	3,661
		うち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	75,914	74,184	75,089	75,089	75,089	75,089	75,089	75,089	75,089	75,089	75,089	75,089
		(2) 営 業 外 費 用	20,511	18,831	17,097	17,231	15,497	13,774	11,995	10,237	8,562	6,987	5,672	4,446
		ア 支 払 利 息	20,511	18,831	17,097	17,231	15,497	13,774	11,995	10,237	8,562	6,987	5,672	4,446
うち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	92,911	93,020	98,782	101,576	106,293	107,351	104,687	105,110	92,529	87,074	76,474	50,898		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	47,029	34,846	180,699	57,191	67,800	48,908	29,300	34,108	35,800	29,108	29,300	29,108	
		(1) 地 方 債	28,500	16,800	123,200	10,400	0	0	0	0	0	0	0	0
		うち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	13,683	14,511	34,755	43,047	66,797	48,308	28,649	33,515	35,219	28,538	28,738	28,541
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	19,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(6) 工 事 負 担 金	4,846	3,535	3,744	3,744	1,003	600	651	593	581	570	562	567
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	139,940	127,866	279,481	158,767	174,093	156,259	133,987	139,218	128,329	116,182	105,774	80,006	
		(1) 建 設 改 良 費	47,029	34,846	180,699	57,189	67,798	48,906	29,298	34,106	35,798	29,106	29,298	29,106
		うち 職 員 給 与 費	16,490	16,622	16,905	16,905	16,905	16,905	16,905	16,905	16,905	16,905	16,905	16,905
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	91,194	93,020	98,780	101,576	106,293	107,351	104,687	105,110	92,529	87,074	76,474	50,898
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他		1,717	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 92,911	△ 93,020	△ 98,782	△ 101,576	△ 106,293	△ 107,351	△ 104,687	△ 105,110	△ 92,529	△ 87,074	△ 76,474	△ 50,898		

(法非適用企業)

収支計画(※)

区 分	年 度	H30	R1	R2予算										
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)													
前年度繰上充用金	(M)													
収益的支出に充てた地方債	(N)													
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支	(P)-(Q)	黒字 (R) 赤字 (S)												
赤字比率	($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		100.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(T)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(U)	44,557	44,994	43,958	47,603	48,575	49,553	50,535	51,522	52,514	53,511	54,146	54,784
地方財政法による 資金不足の比率	((T)/(U)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(V)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(W)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(X)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((V)/(X)×100)													
他会計借入金残高	(Y)													
地方債残高	(Z)													

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	H30	R1	R2予算									
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
収益的収支分		146,890	144,639	150,620	149,904	151,915	150,272	144,847	142,525	127,277	119,250	106,700	79,260
うち基準内繰入金		146,890	144,639	150,620	149,904	151,915	150,272	144,847	142,525	127,277	119,250	106,700	79,260
うち基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		13,683	14,511	34,755	43,047	66,797	48,308	28,649	33,515	35,219	28,538	28,738	28,541
うち基準内繰入金		13,683	14,511	34,755	43,047	66,797	48,308	28,649	33,515	35,219	28,538	28,738	28,541
うち基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	56,814	0	0	0	0	0
合 計		160,573	159,150	185,375	192,951	218,712	198,580	173,496	176,040	162,496	147,788	135,438	107,801

経営比較分析表（平成30年度決算）

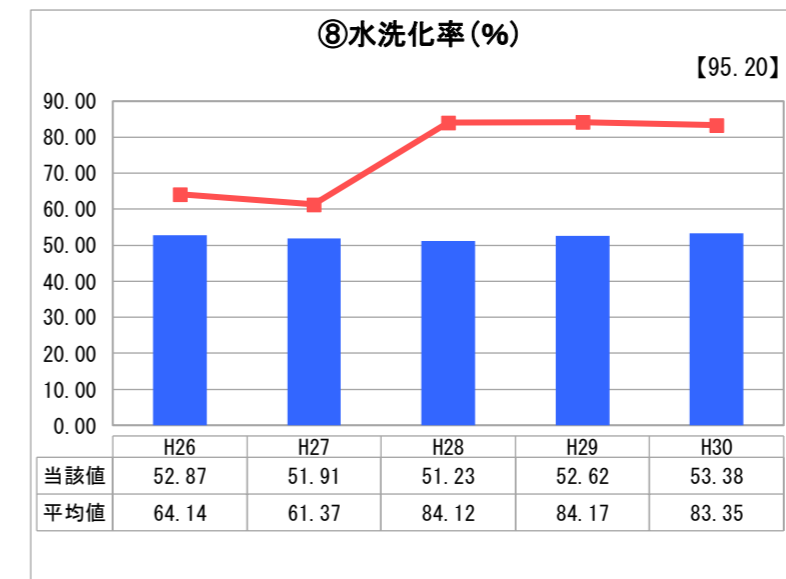
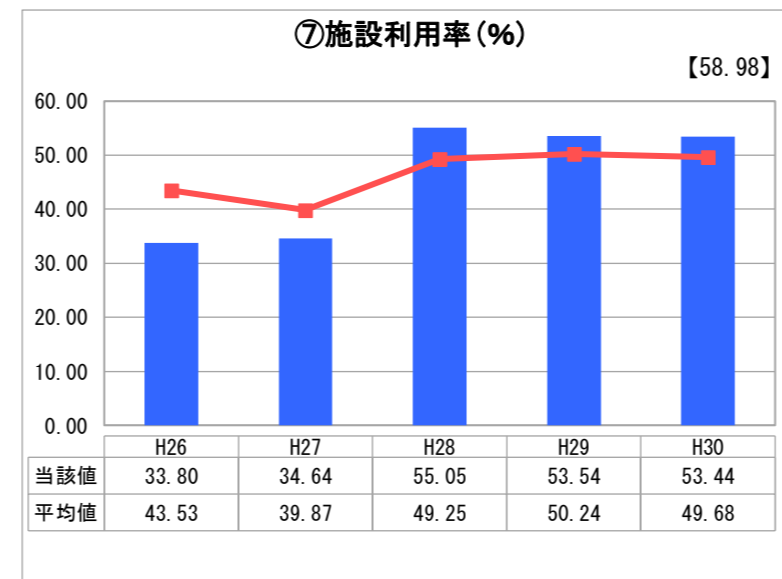
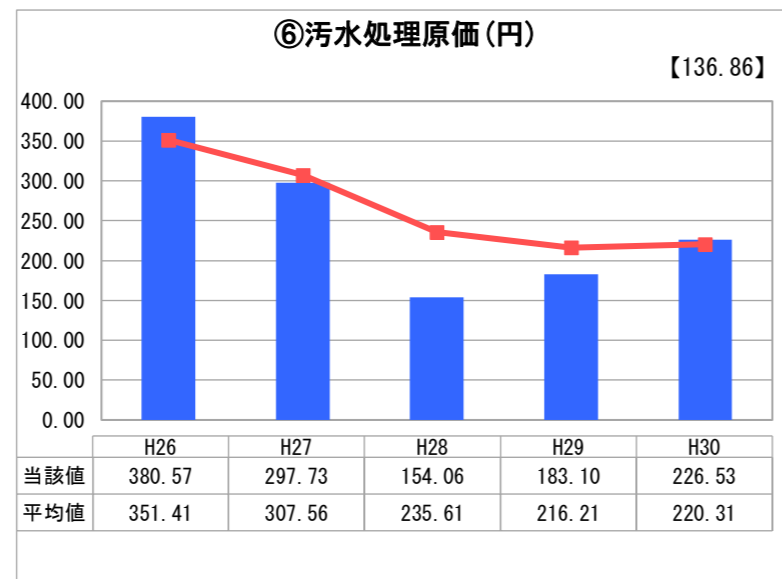
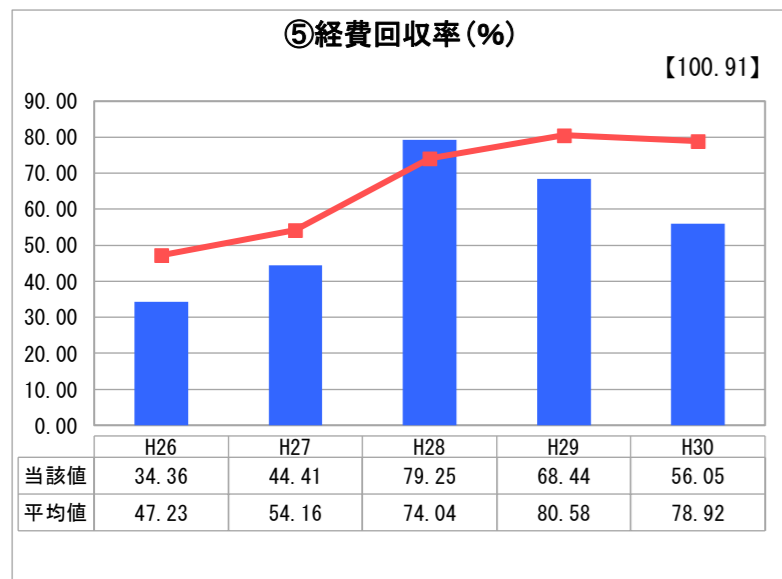
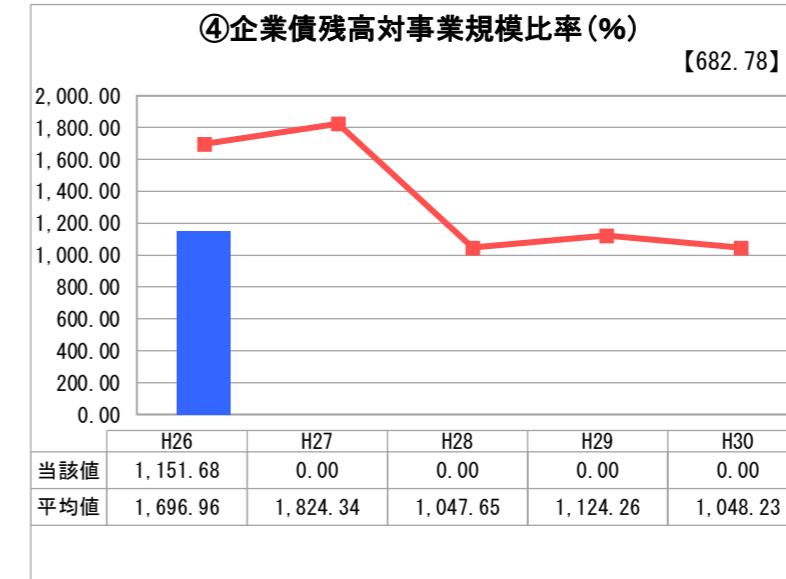
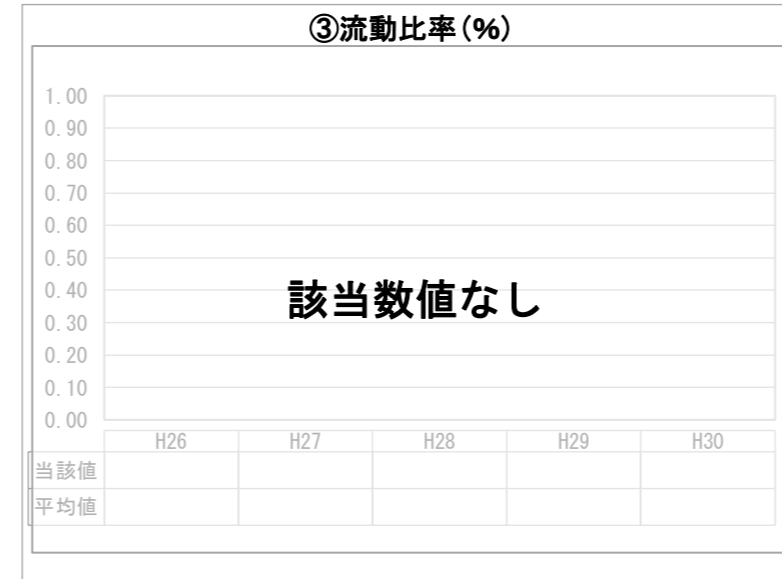
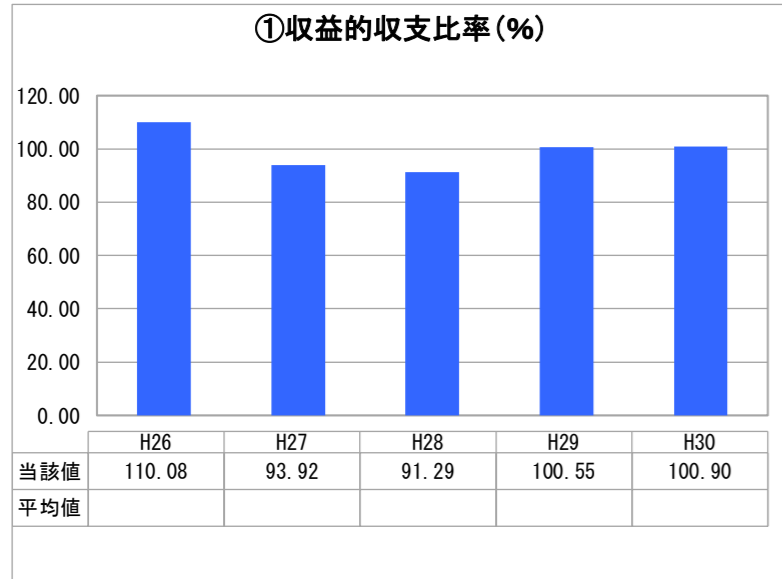
静岡県 南伊豆町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	27.39	93.80	2,268

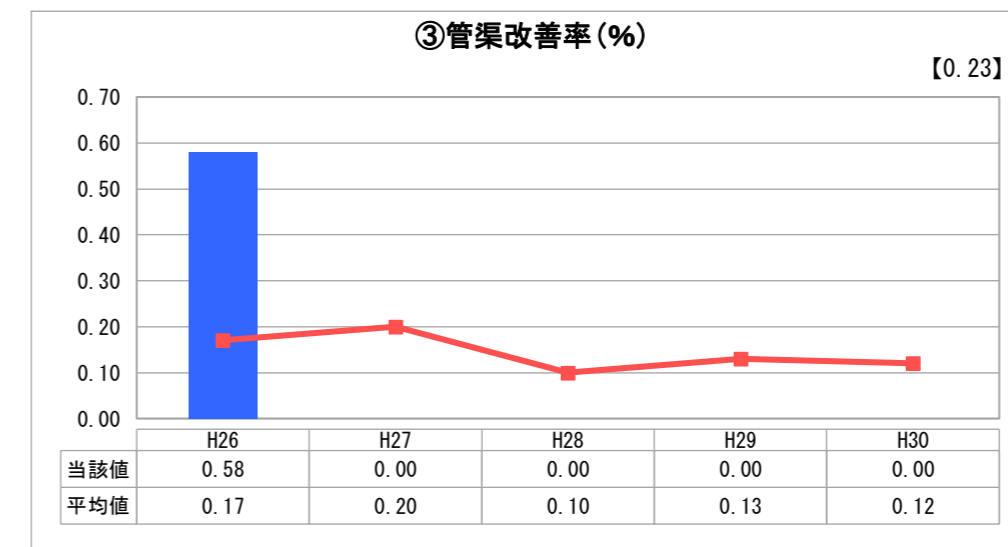
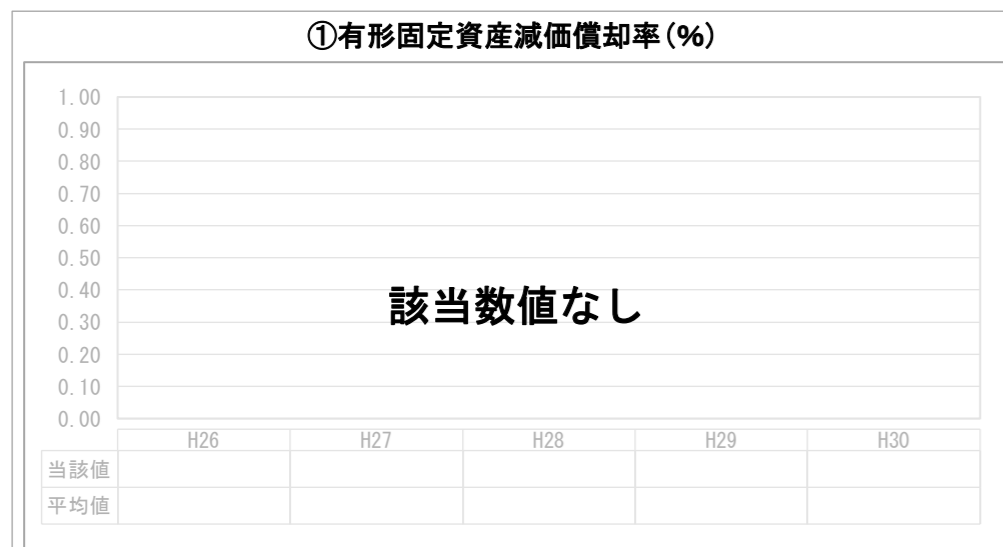
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
8,321	109.94	75.69
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,265	1.19	1,903.36

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

【収益的収支比率】
90%以上で推移しているが、一般会計繰入金により経常費用の不足分を補っていることから今後、接続率の向上を図り、使用料収入の増収による経営改善を図る必要がある。

【企業債残高対事業規模比率】
類似団体と比較し、低い値である。
地方債償還に要する資金の全額が一般会計繰出基準額となるため、平成27年度からは一般会計負担分に計上していることから比率が0%となっている。
供用開始より17年が経過し、処理場の改築更新工事を実施しているが、今後も計画的に費用の平準化を図りながら改築更新工事を継続していく。

【経費回収率】
接続率が53.38%と低迷していることから、下水道使用料収入が低く経費回収率が低いため、一般会計繰入金により不足分を補っている。今後、接続率の向上を図り、使用料収入の増収による経営改善を図る必要がある。

【汚水処理原価】
平成28年度からは資本費の地方債元利償還金の全額を分流式下水道等に要する経費に計上したことにより原価が減少しているが、平成29年度から処理場の民間委託を包括委託に切り替えたことにより、委託費等の費用が増加し、汚水処理原価率も増加している。今後、企業会計法の適用や経営戦略の策定などを行い、経営の安定化を図る。

【施設利用率】
類似団体と比較し当年度は高い値であるが、人口減少に伴う汚水処理人口の減少を踏まえ、接続率向上を図る必要がある。

【水洗化率】
当町の高齢化率は平成31年4月1日現在45.6%と高く、老人世帯で後継者がいないなど過疎地域特有の理由から接続率が低い為、類似団体と比較し、低い値となっている。
加入促進に努め、接続率向上を図る必要がある。

2. 老朽化の状況について

【管渠改善率】
管渠延長は約28kmで、平成26年度より管渠内部のカメラ調査を順次行っている。
平成26年度には調査結果により異常箇所が発見されたため156.13mの管渠更生を行った。
今後も調査結果を基に、更新等が必要な場合には、費用の平準化を図りながら計画的な更新等を行っていく必要がある。

全体総括

接続率の向上については、広報誌への掲載や、供用開始区域内の方へ文書等を送付し、加入促進に努めているが、引き続き広報誌等での加入促進を図るとともに、補助制度等の検討を行っていく必要がある。

施設の改築更新については、平成24年度に策定した、長寿命化計画により対象とした施設の改築工事が平成29年度に終了したことから、以降は、ストックマネジメント計画を策定し、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図っていく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。